

(別添)

(仮称)鳥取県版COP会議等実施業務委託仕様書

1 業務名 (仮称)鳥取県版COP会議等実施業務(以下、「本業務」という。)

2 業務期間 契約締結日から令和8年3月 27 日まで

3 予算額 金6,000,000円(消費税及び地方消費税の額を含む)

4 業務の目的

本業務は、本県の温室効果ガス削減目標(2030年度▲60%(2013年度比))の達成に向けて、県民の環境に対する機運をより一層高めるため、2050年脱炭素社会の中心的存在となる若者(高校生・大学生を含む10代後半から20代を想定。以下同じ。)や、県民、企業をはじめ多様な主体と連携した気候変動問題に関するフォーラム(以下「(仮称)鳥取県版COP会議」という。)ほか、テーマ別の分科会(以下「分科会」という。)等を開催し、県民一人ひとりが、この世界的な課題について考える場を創出し、県民の温室効果ガス削減に向けたライフスタイルの転換や企業の脱炭素経営を促進することを目的とする。

5 一般事項

(1) 本仕様書は、鳥取県(以下「発注者」という。)が実施する本業務に適用する。

(2) 受注者は、業務遂行に必要な主たる担当者を配置しなければならない。主たる担当者は、本業務に関する高度な専門的応用能力と豊富な経験を有する者でなければならない。

(3) 受注者は、契約締結後速やかに次の書類を作成し、発注者の承諾を得るものとする。

ア スケジュール表(工程表)

イ 実施管理責任者、連絡事務担当者及び各業務担当者一覧表

ウ 外部の協力者がある場合は、その協力者の概要と担当者一覧表

エ その他発注者が必要に応じて指定する書類

(4) 受注者は、業務を適正かつ円滑に実施するため、発注者とは常に密接に連絡を取るとともに、その内容についてその都度記録し、発注者の確認を得るものとする。また、本業務の詳細内容は、発注者、外部専門家、若者等で別途構成する「(仮称)鳥取県版COP会議運営協議会(以下「協議会」という。)」と協議の上、決定することとし、受注者は、発注者や鳥取県地球温暖化防止活動推進センター(以下「県センター」という。)とともに運営委員会の事務局を務めること。

(5) 受注者は、業務の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて、業務の区分ごとに発注者に中間報告を行いその承認を得るものとする。

(6) 本業務に必要な資料、情報の収集、実施例の調査等は本業務に含まれる。

(7) 業務に必要な資料については可能な限り貸与する。貸与資料は、業務遂行以外の目的に使用してはならない。

(8) 映像、掲示、運営等で特許権、著作権等に関わるものを採用しようとする場合は、発注者と協議を行うものとする。

(9) 受注者は、本仕様書に定める事項について疑義が生じたとき又は本仕様書に定めのない事項について決定すべき事由が生じたときは、発注者と協議し、その指示に従うものとする。

6 業務内容

(1) (仮称)鳥取県版COP会議の開催

ア 日程

令和7年12月20日(土)

イ 概要

受注者は、温室効果ガス削減を更に加速化させるため、将来気候変動問題の影響を大きく受ける若者や企業・団体等の環境活動実践者のほか、これまで気候変動問題に向き合うことの無かった県民に対して、気候変動に関する学術的な知見のある専門家等を招聘した気候変動問題について考える(仮称)鳥取県版COP会議の開催を実施すること。

(ア)(仮称)鳥取県版COP会議の構成

受注者は、(仮称)鳥取県版COP会議の構成を、次のプログラムの内容で実施すること。なお、実施に当たっては、発注者の指示に従うこと。

a. 基調講演

- ・ 受注者は、気候変動の現状を県民に向けてわかりやすく説明したうえで、今からでもできる身近な対策等について紹介する講演を企画すること。

企画にあたっては参加者と直接コミュニケーションをとる機会を設けることで、参加者が気候変動問題を自分自身の問題として感じ、ライフスタイルの転換のきっかけとなるような場面も設けること。

なお、受注者は、運営委員会との協議の上、登壇者と必要な調整等を行うこと。

b. パネルディスカッション

- ・ 受注者は、今後気候変動問題の影響を大きく受ける若者にフォーカスを当て、県民(特に若者)が自分自身の問題として関心を持てるテーマについて、登壇者となるパネラーが議論する場を企画すること。

なお、パネルディスカッションのテーマの選定は、運営委員会が行うものとする。

- ・ 受注者は、パネルディスカッションのパネラー(5～6名。うち1名はモデレーター)について、地球温暖化防止活動に資する関係団体等などから、気候変動問題に知見のある方(3～4名)、気候変動問題へ関心のある著名人・インフルエンサー(2名)を想定すること。

なお、パネラーのうち著名人・インフルエンサー(2名)の提案は、受注者が行うこととし、それ以外のパネラーの選定は、運営委員会が行うものとする。また、著名人、インフルエンサーのうち1名は可能な限りaの基調講演にて登壇する著名人もパネルディスカッションに参加するよう調整すること。

c. テーマ別分科会

- ・ 受注者は幅広い世代を対象に、気候変動問題について、参加者同士で対話を行う分科会を実施すること。
- ・ 分科会是有識者等を交えた参加者同士の対話による知識・意見・アイデアの共有を通じて、参加者が気候変動の現状を正しく理解し、その対策について自らの考えを深めることのできる内容とし、以下に留意すること。

(ア) 分科会は複数のテーマを用意し、テーマごとに実施することとする。

(イ) 各分科会の定員は30名程度とすること。

(ウ) 受注者は参加者が会場内でリラックスして発言ができるカジュアルな環境を整備すること。

(例:BGMを流す、会場を飾り付ける、軽食を用意する等)

(エ) 受注者は対話がスムーズに進み、かつ記録内容について多くの参加者が興味を持つことのできる方法を工夫すること。

(例:ファシリテーターを確保する。グラフィックレコードによる記録者を確保する等)

(オ) 分科会の実施に当たっては鳥取県地球温暖化防止活動推進員の学生部会(Totto Reborn! Youth(通称:TRY!))と連携して行うこと。

d. ワークショップ、展示ブース

- ・ 受注者は、学生、民間団体、鳥取県地球温暖化防止活動推進員等による、ワークショップを展開し、子供から大人まで楽しみながら、環境問題について学べる場(実施者やコンテンツ案等)を企画すること。
- ・ 受注者は、県内で温室効果ガス削減や脱炭素経営など環境問題への対応に資する活動等に取り組む企業、団体、自治体等の優良事例を共有することのできる展示ブース(設営、出展ルール等)を企画すること。

なお、企業、団体、自治体等の選定は、発注者と協議のもと受注者が必要な交渉・調整等を行うこと。

e. 関連イベント

- ・ 受注者は、県等が別途主催する「エコアイデアコンテスト」、「脱炭素チャレンジカップin鳥取」等の発表・表彰の場を設け、当該関係者と調整の上、展示する場を企画すること。

(イ) (仮称)鳥取県版COP会議の会場装飾等

受注者は、実際のCOP(国連気候変動枠組条約締約国会議)会場(パビリオン)をイメージさせるデザインとした装飾を施し、会場外も含めて盛り上げる工夫を行うこと。(詳細は別紙1参照)

(ウ) その他

受注者は、(仮称)鳥取県版COP会議の運営に当たって、以下の点についても行うこと。

- a. 会場で使用する全ての電力はCO2排出ゼロの電力とし、それを参加者にPRすること。
- b. 「とっとりEV協力隊」による電気自動車・プラグインハイブリッド車からの給電による電力を会場の一部に使用すること。
- c. (仮称)鳥取県版COP会議における参加者へアンケートを実施すること。そのアンケート調査には「気候変動問題への興味・関心」、「同問題への認識の変化」についての項目を含めるとし、回答者数等に係る目標値については、契約前の協議において発注者と協議すること。

ウ 業務場所

(ア) 公立鳥取環境大学(〒689-1111 鳥取県鳥取市若葉台北1丁目1-1) 大講義室等

実施内容: 基調講演、パネルディスカッション、「エコアイデアコンテスト」、「脱炭素チャレンジカップin鳥取」等のイベント発表・顕彰、その他。

会場規模: 400人程度収容可能なホール等。

(イ) 学生センター・多目的ホール等

実施内容: ワークショップ、企業・自治体等によるブース出展

会場規模: 10~20程度の展示ブースが出展可能な規模。ワークショップは展示ブースの出展数等を考慮したうえで発注者と別途協議すること。

(ウ) その他(廊下、多目的ホール等)

実施内容: 飲食ブース(多国籍フードの出店等)、フォトスポットの企画・設置等

(2) 「脱炭素チャレンジカップin鳥取」の開催に係る事務局の運営

ア 概要

受注者は、発注者及び県センターが主催する「脱炭素チャレンジカップin鳥取^(※)」の開催に係る一連の事務を運営すること。なお、開催に当たっては県センターと連携して実施すること。

また、「脱炭素チャレンジカップin鳥取」で選出されたグランプリ受賞団体(1団体)が本仕様書6

(1)にて事例発表・表彰される場を企画するほか、同受賞者が東京都内で開催される全国大会「第16回脱炭素チャレンジカップ2026」に出場するための協力等を行うこと。

なお、具体的な実施内容については以下のとおりとする。

(ア) 運営及び広報活動

受注者は、「脱炭素チャレンジカップin鳥取」の運営をすること(公募窓口は除く)。具体的には、本仕様書6(2)イの日程・スケジュールを参考に、応募団体との連絡調整・審査会、表彰式開催等の運営に係る事務全般を実施すること。また、多くの参加者を集めるためSNS、その他メディア・ツールを活用し、発注者が行う広報活動に協力すること。

なお、募集要項、実施要領等については、発注者が作成する。

(イ) 審査会の運営

受注者は、グランプリ受賞者(1団体)を決定するための審査会の開催に係る運営をすること。なお、審査会は一次選考(書類審査)、二次選考(プレゼンテーション審査)で構成されるものとする。詳細については発注者と別途協議すること。

(ウ) 全国大会出場に向けた協力等

受注者は、グランプリ受賞者(1団体)の全国大会への出場申請に必要なプレゼンテーション動画の作成に係る協力をするほか、航空チケットの手配等を行うこと。なお、東京までの交通費はこの委託業務において支出すること(出場者は5名を想定)。

(エ) (仮称)鳥取県版COP会議での事例発表等

受注者は、「脱炭素チャレンジカップin鳥取」で選出されたグランプリ受賞団体(1団体)と各部門優秀賞受賞団体(4団体)が本仕様書6(1)にて事例発表する場を設けること。また、先述5団体に加え、奨励賞受賞者団体(5団体)を表彰する場を併せて設けること。

(オ) 受賞者の取組事例の広報

受賞団体の取組事例について、SNSやその他メディア・ツールを利用し、広報すること。

イ 日程・スケジュール

時期	内容	備考
5月初旬	公募開始	公募の募集・公募等については発注者が実施。
8月末	公募締切	
9月初旬	一次選考(書類審査)	
10月下旬～ 11月初旬	二次審査(プレゼンテーション審査) ⇒各受賞者決定	審査会はオンライン開催を想定。
	全国大会出場申請	各部門優秀賞受賞団体のうち、全国大会へのエントリーを希望する場合は、発注者及び県センターが推薦書を作成する。
12月20日	(仮称)鳥取県版COP会議での事例発表・表彰、パネル展示	
2月吉日	全国大会出場	グランプリ受賞団体(1団体)のみ

(※)脱炭素チャレンジカップin鳥取

学校・団体・企業・自治体などの多様な主体が展開する、脱炭素を目的とした地球温暖化防止に関する地域活動について、書類審査、プレゼンテーション審査を行い優れた取組を表彰する全国大会「第16回 脱炭素チャレンジカップ2026(東京都内開催)」の地域大会。

(4)その他

ア 本業務に合わせ、情報発信効果を高めるコンテンツとして、地域と連携可能なイベント等がある場合は、積極的に企画提案すること。

- イ 本業務の実施に関して、情報発信効果を高めるために必要な自治体・団体・企業等がある場合には、積極的に連携すること。
- ウ 本プロポーザルの結果最優秀提案者として決定された者（以下、「最優秀提案者」という。）は、企画提案書において提案した内容については、原則実施することとするが、その内容に変更を加える場合には、あらかじめ発注者と協議し発注者の承認を得ること。なお、その内容の変更が企画提案書で提案した内容と著しく異なり、かつ企画提案書で提案した内容と同等もしくは同等を上回る内容ではないと発注者が判断した場合には、発注者は最優秀提案者との契約を行わない。
- エ 契約の締結にあたり最優秀提案者が提出した事業計画書の内容と業務の実施内容に著しく変更がある場合には、発注者は予算額の範囲内において契約金額の変更を行うことができる。

7 提案事項

本仕様書6の内容について提案者は、それぞれ下記のことを企画提案すること。

(1) (仮称)鳥取県版COP会議

- ア 基調講演にて登壇する気候変動や地球温暖化対策に関する知見がある著名人（1名）
 - イ 本仕様書6の趣旨に沿ったプログラム構成
 - ウ パネルディスカッションに登壇するインフルエンサー・著名人（2名）
 - エ 分科会の内容
 - オ ワークショップの内容
 - カ 本仕様書6(1)イ(イ)の趣旨に沿い、以下のことに留意した会場装飾等
 - (ア) 参加者がリラックスして参加できるような工夫をこらすこと。（会場内にBGMを流す等）
 - (イ) 若者に多く参加してもらうため、若者の興味関心の深い内容を局所に盛り込んだ提案とすること。（会場内にSNS映えするフォトスポットを作る等）
 - (ウ) 視覚的にも国際色豊かなとなるような装飾に努めること。（世界各国の旗等を飾る等）
 - (エ) 各種プログラムを行う部屋を有機的に連携・機能させ、参加者が流動的に回遊するようにすること。
 - (オ) 飲食ができるサステナブルな多国籍フードの出店（キッチンカーやテント等）に努めること。
- ### (2) その他・共通
- ア 地域イベントと連携した企画
 - イ 広報手段・発信力等

8 成果品の提出

本業務の実施を証するものとして、以下の成果品を提出すること。

- (1) 活動状況の報告書（効果及びその定量的な成果を含む。）
- (2) 制作等した啓発・広報ツールもしくは データ（発注者による2次利用を可能とする）

9 留意事項

- (1) 本業務を達成するために必要な一切の経費は、受注者の負担とする。
- (2) 本業務は、国の基金を活用した事業であることから、収益が発生する事業（例：ブース出展者による飲食物等の販売など）を含める場合や出展者から施設利用料（出展料）などの実費相当分を徴収する場合は、当該経費を明確にした上（電力であれば子メーターの設置による明確化等が考えられる）で本業務の提案しようとする経費の対象外とする必要がある。
- (3) 受注者は、本業務の一部を第三者に再委託することができる。ただし、再委託先の業務内容、体制及び責任者を明記し、事前に県に報告して承認を得なければならない。
- (4) 本業務に関して受注者が発注者から受領した資料等は、発注者の了解無く公表してはならない。
- (5) 本仕様書6(1)及び6(2)の集客にあたっては、WEBやテレビ、新聞、ラジオ等のメディアを活用し、効果的に広報すること。また、開催後に参加しなかった県民にも主旨や様子が伝わりやすい実施記録を

作成し、発注者に提供すること。

- (6) 本仕様書6(1)及び6(2)開催の告知用ポスター等については、発注者が既に作成しているデザイン等を一部活用等するため、発注者が指定する者にデザインを再委託することし、受注者は、当該デザイナーに従って印刷を行うこと。なお、再委託については発注者の指示に従うこと。
- (7) 受注者は、本仕様書6(1)開催に関しての司会進行を行う者を提供すること。なお、本仕様書6(2)開催の司会進行を行う者は、発注者が選定するものとする。

10 情報等の取扱

- (1) 受注者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。なお、本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (2) 受注者は、本業務を行うために発注者から貸与された情報等を滅失、改ざん及び破損してはならない。
- (3) 本業務及び本プロポーザルに係る参加者から提出された書類等の情報について、鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)の規定に基づく開示請求があった場合、原則開示するものとする。
- (4) この業務を処理するための個人情報及び死者情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。